

2020年1月10日

企業会計基準委員会 御中

TAKARA & COMPANY グループ
株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所

企業会計基準公開草案第68号
「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」等に対する意見

拝啓 貴会益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より2019年10月30日に公表されました公開草案につきまして、当研究所において検討し、以下のとおり意見を提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

質問 1（原則（開示目的）に照らして開示項目を判断するという本公開草案の基本的な考え方に関する質問）

本公開草案では、原則（開示目的）を示したうえで、当該原則（開示目的）に照らして、開示する具体的な項目の識別とその記載内容について判断することを企業に求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 2（開示目的の内容に関する質問）

本公開草案における開示目的の内容に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 3（開示する項目の識別に関する質問）

本公開草案の開示する項目の識別に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 4（会計上の見積りの開示の対象とした項目名をまとめて注記することに関する質問）

本公開草案では、会計上の見積りの開示については、本公開草案に基づき開示された情報であることが明瞭にわかるようにすることが有用と考えられたため、IAS 第 1号第 125 項では求められていないものの、当該注記は独立の注記とし、識別した項目が複数ある場合には、それらの項目名はまとめて記載することを求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 5（項目名に加えて注記する事項に関する質問）

本公開草案の項目名に加えて注記する事項に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。なお、財務諸表利用者の理解に資するその他の情報として（3）翌年度の財務諸表に与える影響が例示されているが、（3）を定量的に開示する場合は、監査対象となることや投資家に対する有益な情報提供の観点から、併せて影響額の算出に当たって用いた手法、仮定を開示することになることを結論の背景に記載した方が良いのではないかと考える。

質問 6（個別財務諸表における取扱いに関する質問）

本公開草案の個別財務諸表における取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

単体開示の簡素化に同意する。ただし念のため以下をご確認いただきたい。

9項において「当年度の個別財務諸表に計上した金額の算出方法に関する記載をもって第7項（2）の注記に変えることができる」とあるが、「当年度の個別財務諸表に計上した金額の算出方法に関する記載」は例示の一項目（第28項）であり連結財務諸表に記載されているとは限らない。したがって、「第7項（2）の情報が連結財務諸表に記載されている場合には、連結財務諸表を参照することができる」とした方が良いのではないかと考える。

質問 7（適用時期及び経過措置に関する質問）

（質問 7-1）適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

（質問 7-2）経過措置に関する質問

本公開草案の経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意しない。

「本公開草案に定める注記事項について、適用初年度の連結財務諸表及び個別財務諸表に併せて表示される前連結会計年度における連結財務諸表に関する注記及び前事業年度における個別財務諸表に関する注記（比較情報）に記載しないことができる」と、比較情報を組替えることが原則的な取り扱いとなっているが、そもそも比較情報について注記する必要がないため組替える必要がないことを規定すべきではないかと考える。

（理由）

注記の趣旨は、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を開示することにある（第4項）。当該趣旨を踏まえれば、最新の、つまり当期末の情報のみを開示すれば開示目的（第4項）は達成できると考えられるため。

■ その他

質問 8（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第16項の表示方法の変更には、経過措置に従った場合の取り扱いが規定されていない。質問7-2のように表示方法の変更においても経過措置が設けられる場合があることから、企業会計基準第24号第10項のように、経過措置に従った場合の取り扱いを企業会計基準第24号第16項に設ける必要があるのではないか。

以 上